

「薬剤師届出票」の提出をお願いします

平成 30 年の薬剤師の届出及び調査(厚生労働省)

わが国に居住する薬剤師は、2年に1度、12月31日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定められている事項について、届け出ることが義務付けられています(薬剤師法第9条)。

本年はその届出年に当たりますので、必ず届出をお願いします。

1. 対象者

日本国内に住所地があつて、日本国の薬剤師名簿に登録されている薬剤師(12月31日現在就労されていない場合や、海外出張で不在であっても届け出ること)。

2. 調査の期日・届出期限

平成30年12月31日現在の状況を、平成31年1月15日(火)までに届け出て下さい。

3. 提出先

住所地または従業地の保健所(郵送または直接お届けください)。

4. 届出用紙

住所地若しくは従業地の保健所に問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページからダウンロードして使用してください。

詳細につきましては、下記の厚生労働省ホームページをご覧ください。届出票のダウンロードや記入例をご覧ください。

医師・歯科医師・薬剤師の皆さまに届出のお願い(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/tp181016.html